

2026年9月1日

ご利用者様へ

飯綱総合センター

飯綱総合センターご利用時の会員／同行者区分の見直しについて（お知らせ）

平素より飯綱総合センターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

今般、飯綱総合センターご利用時（保養目的による）の会員／同行者区分等につきまして、下記のとおり見直しを実施することいたしましたので、お知らせいたします。

何卒、ご理解いただきますようお願い申しあげ、引き続きのご利用をお願いいたします。

記

1. 会員／同行者区分の見直し内容

	現 行	見直し後
会員／会員家族 ※会員料金でご利用いただける方	富士通労働組合／全富士通労働組合連合会／富士通健康保険組合に加入している方、及びその扶養家族、定年退職された方とその扶養家族。	富士通健康保険組合に加入の被保険者／被扶養者の方、全富士通労働組合連合会に加入されている方／定年退職された方（富士通を退職された方は定年退職に限らず対象とします）。 <u>及び上記の2親等以内のご親族。</u>
同行者	上記の「会員／会員家族」に該当しない方。	上記の「会員／会員家族」に該当しない方。
同行者の方の宿泊料金（税込）	金曜・土曜・祝前日・夏季(8/1～20)・年末年始(12/29～1/4)は会員料金に1,650円を加算。	曜日に関わらず会員料金に3,300円を加算。

2. 見直し時期

2026年12月1日以降の宿泊分～

以 上